

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券・・・決算日における日本証券業協会の査定に基づく時価によって評価している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却について・・・「定額法」による減価償却を実施している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金・・・該当職員がいないため計上なし。

(4) 消費税等の会計処理

本事業年度（令和6年度）の消費税及び地方消費税の納税義務は免除されている。

（前々事業年度（令和4年度）における課税売上高が3,207,763円で、消費税法等第9条に定める基準期間課税売上高1,000万円以下の要件を満たしたため、同法第37条第1項に基づき「免税事業者選択届書」を提出している）

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。（単位：円）

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券利付国債等	11,755,906,620	1,799,320,000	2,782,833,190	10,772,393,430
決済用普通預金	126,146,000	38,160,000	104,405,000	59,901,000
小 計	11,882,052,620	1,837,480,000	2,887,238,190	10,832,294,430
特定資産				
財政調整等資金積立金	156,000,000	0	0	156,000,000
学力対策資金積立金	123,469,687	0	0	123,469,687
組織基盤安定化資金積立金	150,000,000	0	3,000,000	147,000,000
小 計	429,469,687	0	3,000,000	426,469,687
合 計	12,311,522,307	1,837,480,000	2,890,238,190	11,258,764,117

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。（単位：円）

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産				
投資有価証券利付国債等	10,772,393,430	(10,772,393,430)	0	—
普通預金	59,901,000	(59,901,000)	0	—
小 計	10,832,294,430	(10,832,294,430)	0	—
特定資産				
財政調整等資金積立金	156,000,000	0	(156,000,000)	0
学力対策資金積立金	123,469,687	0	(123,469,687)	0
組織基盤安定化資金積立金	147,000,000	0	(147,000,000)	0
小 計	426,469,687	0	(426,469,687)	0
合 計	11,258,764,117	(10,832,294,430)	(426,469,687)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。（単位：円）

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車 両 運 搬 具	942, 590	916, 405	26, 185
什 器 備 品	706, 200	706, 197	3
合 計	1, 648, 790	1, 622, 602	26, 188

5. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

内 容	金 額	公益目的事業会計	法人会計
神戸市公債(26-3回債)の売却 (期首評価額-取得時購入価格)	6, 160, 000	5, 544, 000	616, 000
福岡市公債(26-2回債)の売却 (期首評価額-取得時購入価格)	6, 250, 000	5, 625, 000	625, 000
福岡県公債(25-1回債)の売却 (期首評価額-取得時購入価格)	15, 120, 000	13, 608, 000	1, 512, 000
国債(83回債)の売却 (期首評価額-取得時購入価格)	18, 250, 000	16, 425, 000	1, 825, 000
国債(94回債)の売却 (期首評価額-取得時購入価格)	31, 625, 000	28, 462, 500	3, 162, 500
国債(97回債)の売却 (期首評価額-取得時購入価格)	20, 670, 000	18, 603, 000	2, 067, 000
合 計	98, 075, 000	88, 267, 500	9, 807, 500

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の2.において記載しているため省略する。

2. 引当金の明細

該当なし。